平成２８年（フ）第２７号
北海道岩見沢市５条東18丁目31番地３
債務者　柿本　聖弥
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５５号
北海道登別市千歳町６丁目１番地78　ヴィラ茜102号室、前住所北海道登別市中央町１丁目10番地６グランドール中央201
債務者　及川　淳行
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
北海道帯広市東６条南７丁目11番地１　アベニュー101
債務者　渡邊　昭彦
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
福島県河沼郡会津坂下町字小川原1035番地２ガーデンプレス高久Ａ203、前住所神奈川県相模原市新磯野１丁目34番22号
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西61番地　英栄コーポ202、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西691番地
債務者　小椋勇喜江
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西61番地　英栄コーポ202、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西691番地
債務者　小椋　初恵
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
福島県会津若松市八日町４番29号　コーポ荒川３号、前住所福島県大沼郡会津美里町字黒川23番地１　栗城ハイツ　102号
債務者　五十嵐政則
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
静岡県富士宮市北町７番29号　フレグランス北町Ａ101
債務者　野澤　令子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０４号
愛知県一宮市奥町字貴船東55番地　イワテツビル202号
債務者　黒木慎太郎
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２８号
愛知県稲沢市松下２丁目14―６　エクセランス松下403号、住民票上の住所愛知県あま市七宝町沖之島中折63番地
債務者　橋爪　茂孝
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５号
香川県観音寺市室本町718番地１　東丸山団地１棟４―１号
債務者　後藤　真子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１６号
香川県観音寺市吉岡町826番地　石川アパート22号
債務者　若林　弘美（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第５９８号
福岡市西区下山門４丁目４番26―102号
債務者　糸山奈穂子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３８号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1038番地１　アンビションⅢ202号
債務者　小林奈穂子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４１号
福岡市東区香住ヶ丘４丁目38番14号
債務者　山本くみ子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部